

メインオークション募集要綱に関する意見募集結果について

2021年6月28日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. はじめに
2. 意見募集の結果について
3. 意見募集を踏まえた対応について
4. 今後の予定について

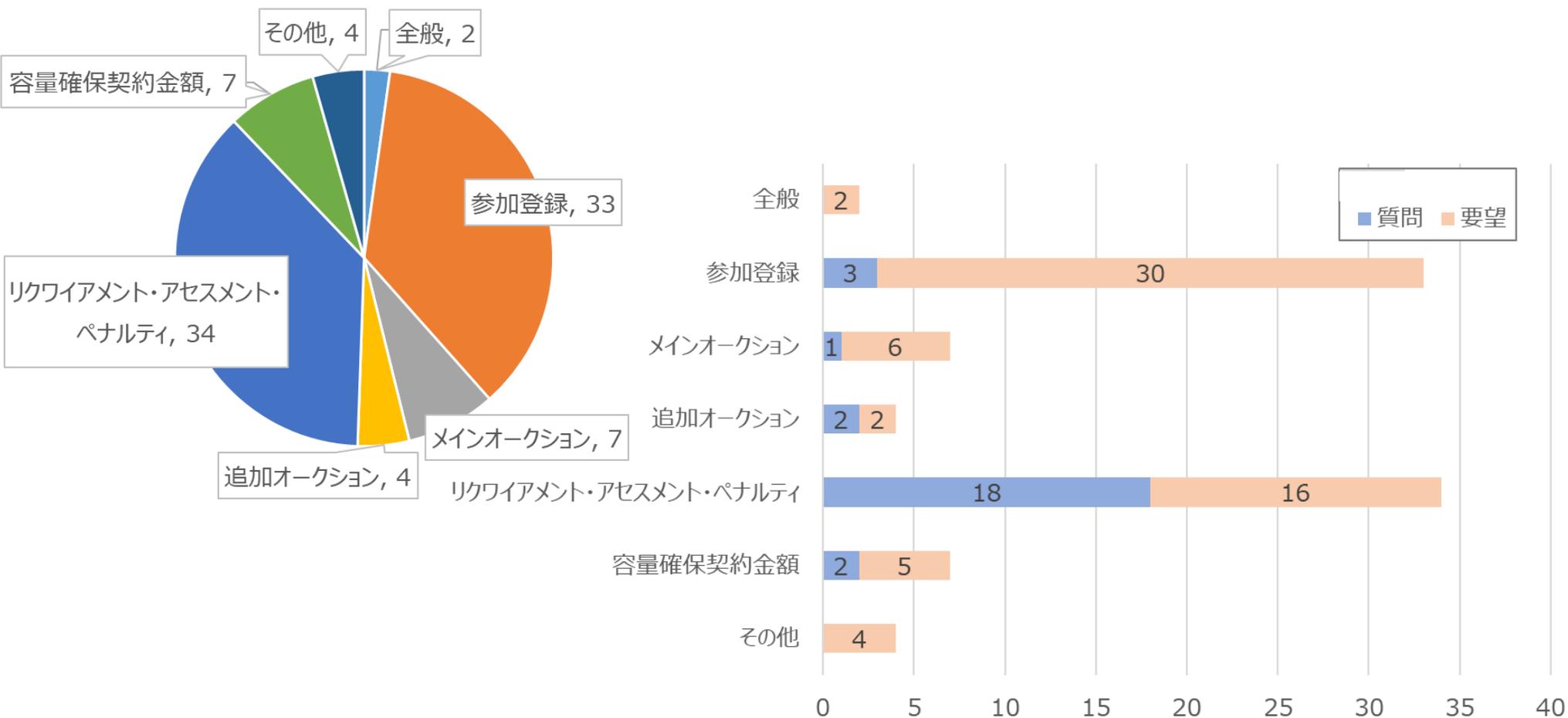
- 「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2025年度）」と「容量確保契約約款」の案について、2021年4月28日から5月28日にかけて意見募集を実施した。
- 本日は、意見募集の結果と意見を踏まえた対応についてご報告する。

2. 意見募集の結果について

- 募集要綱と約款に対して、合計で25者／113件のご意見をいただいた。
- 内訳は、募集要綱に対するご意見が25者／91件、約款に対するご意見は12者／22件であった。

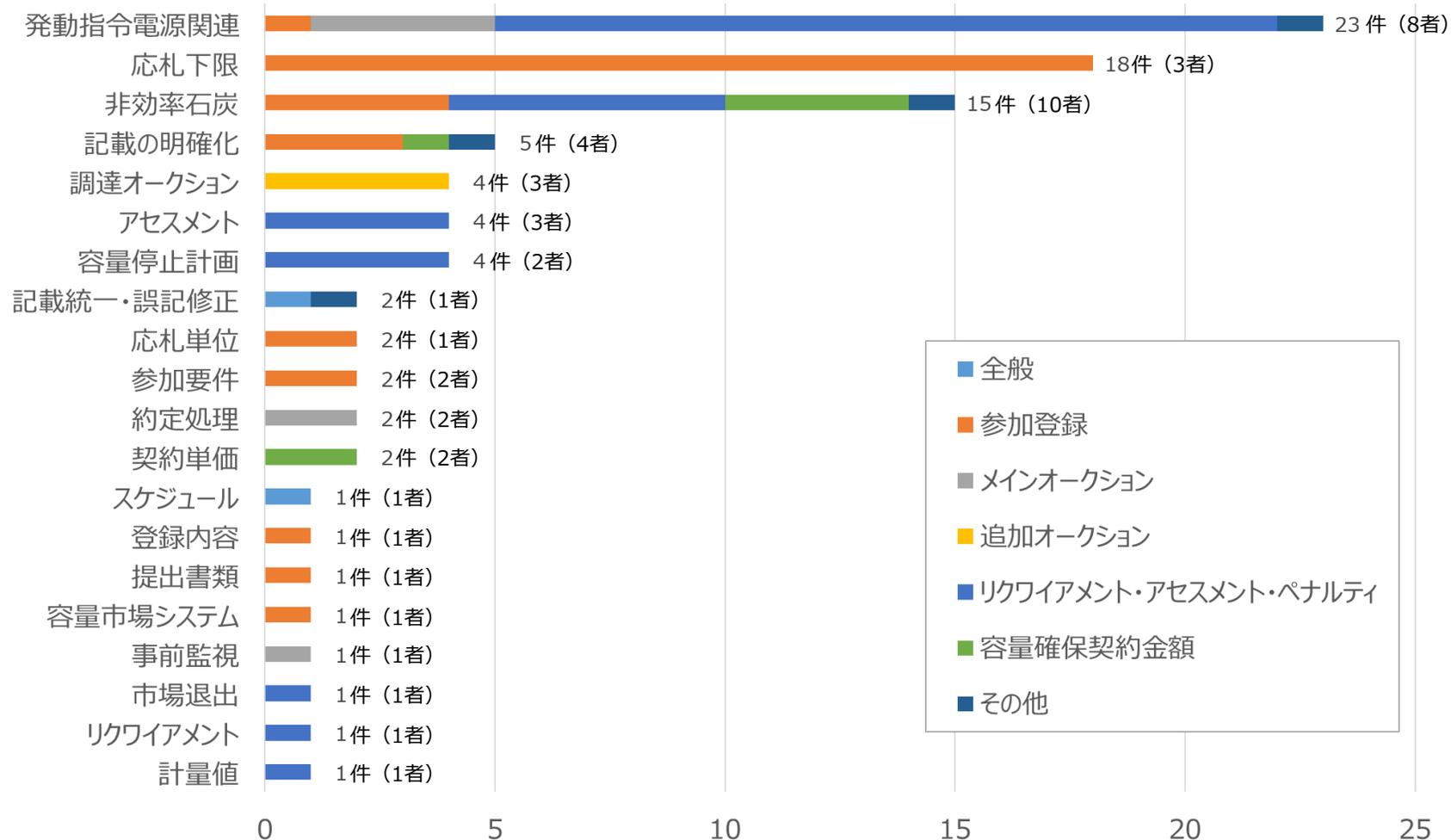
2. 意見募集の結果について (①募集要綱に対する意見の概要)

- 「募集要綱」に対する意見（91件）は、リクワイアメント・アセスメント・ペナルティに関する意見が34件、参加登録に関する意見が33件であった。
- リクワイアメント・アセスメント・ペナルティに関しては質問が多く、参加登録に関しては要望を多くいただいた。



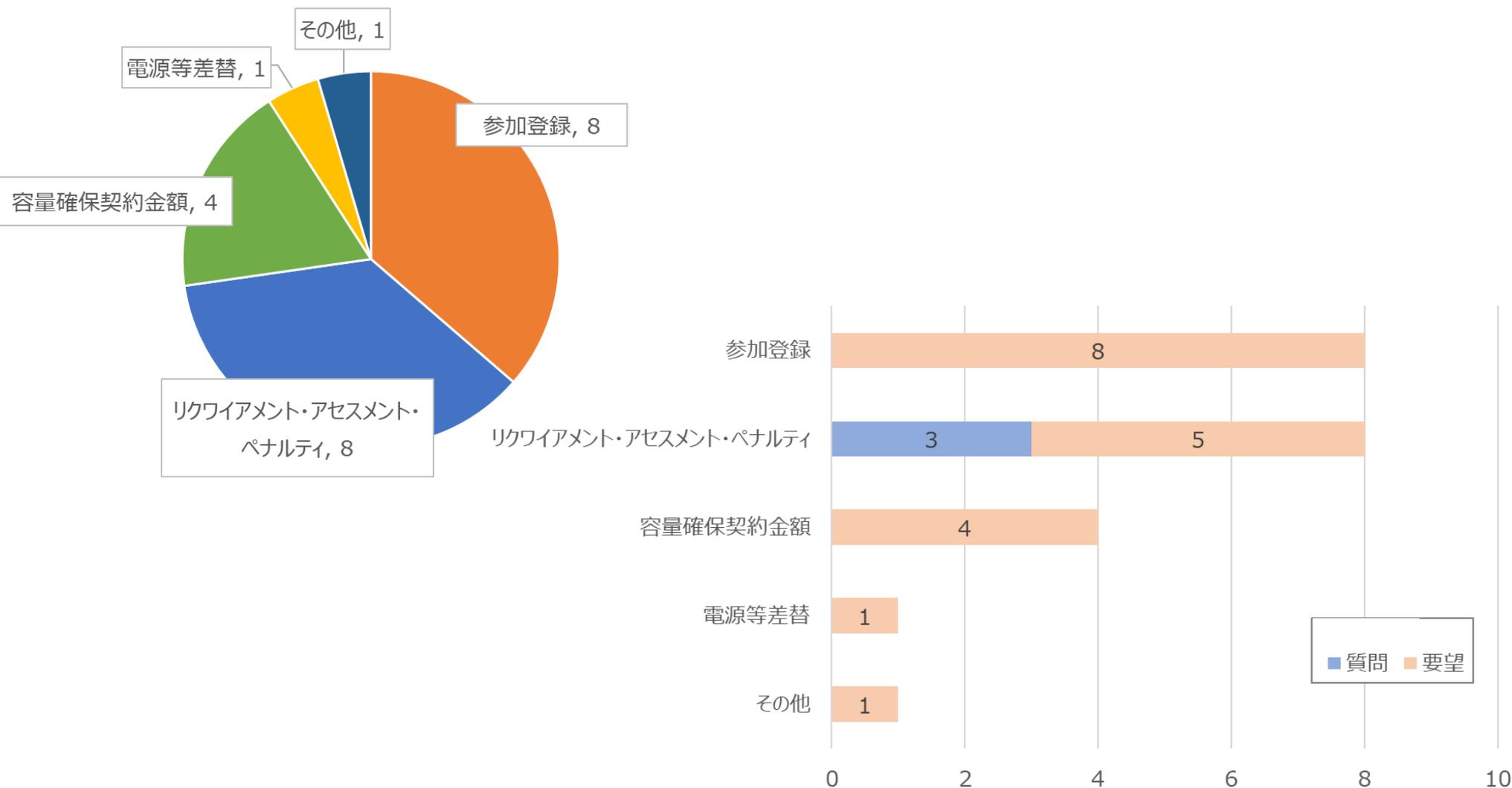
2. 意見募集の結果について (②募集要綱に対する意見の個別内容)

- 「募集要綱」に対する個別内容の内訳は、発動指令電源に関するものが23件（発動指令電源の登録や約定処理、実効性テスト、ベースライン、リクワイアメント・アセスメント等）、オークションの応札容量に関するものが18件、非効率石炭火力に関するものが15件であった。



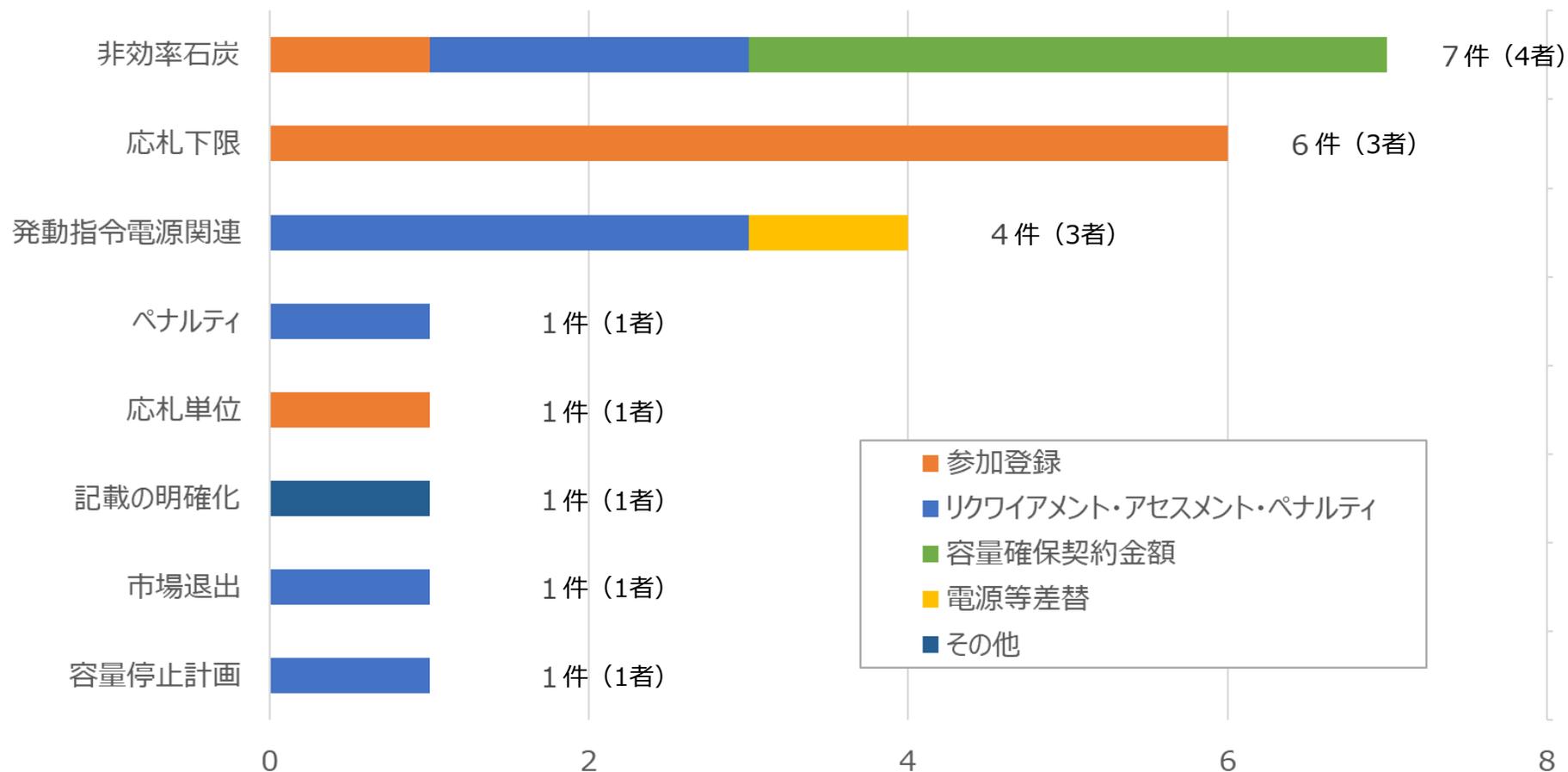
2. 意見募集の結果について (③約款に関する意見の概要)

■ 「約款」に対する意見（22件）は、参加登録に関する意見が8件、リクワイアメント・アセスメント・ペナルティに関する意見が8件であった。



2. 意見募集の結果について (④約款に関する意見の個別内容)

■ 「約款」に対する個別内容の内訳は、非効率石炭火力に関するものが7件、応札容量に関するものが6件、発動指令電源に関するものが4件であった。



2. 意見募集の結果について (具体的なご意見例)

- いただいたご意見のうち、主な意見と回答案は以下のとおり。
- 非効率石炭に関する確認や質問、意見や、発動指令電源や2年目の登録方法に関する質問や意見、また募集要綱の記載方法に関するご指摘などをいただいた。

項目	ご要望内容・回答案	
非効率石炭火力の稼働抑制関連	<p>非効率石炭の控除について、20%の減額を除いた金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率 50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行う、との整理に変わりはないか。</p>	
	回答案	<p>20%の減額を除いた金額で毎月の支払いを行い、当該年度の設備利用率が最終月の実績で確定した後、設備利用率 50%以下であった石炭火力に対しては、20%の減額分の追加的な支払いを行います。 各月の支払方法については、制度詳細説明会資料等でも説明いたします。</p>
	<p>非効率石炭火力の基準となる設計効率は、低位発熱量 (LHV : Lower Heating Value) あるいは高位発熱量 (HHV : Higher Heating Value) なのか、送電端あるいは発電端なのかを、明確にして欲しい。</p>	
	回答案	<p>設計効率の基準は高位発熱量 (HHV : Higher Heating Value) ・発電端でのデータを基に設定する旨を当該箇所に追記いたします。</p>

2. 意見募集の結果について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答案
非効率石炭火力の稼働抑制関連	<p>「石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類」を提出することになっているが、これは「建設時」に限定されているのか。運開後に、タービンの改造等により効率が42%以上に向上した場合、または実需給年度前までにタービンの改造により効率の向上が見込まれる場合など、効率向上の取組も対象としていただきたい。</p>
	<p>回答案 建設時の設計効率から変更がある場合や、応札年度以降にタービンの設備改造を実施する等の理由で将来的に設計効率が変わる計画がある場合で、非効率石炭フェードアウトの誘導措置の対象電源から外れる（設計効率42%以上となる）場合は、「容量市場メインオークション募集要綱」に従い、電源情報等登録時に事前申請を行ってください。</p>
	<p>「電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源（以下、「非効率石炭火力電源」という）」との記載がございますが、省エネ法による規制的措置との整合の観点から、効率には熱利用を含めていただきたい。</p>
	<p>回答案 経済産業省の制度検討作業部会の第四次中間とりまとめにおいて、設計効率は建設前の設計値を用いることとしており熱利用分や混焼率は設計効率の算定外と整理されております。</p>

2. 意見募集の結果について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答案	
非効率石炭火力の稼働抑制関連	非効率石炭火力に年間設備利用率において、 自家消費分の扱い はどうなるのか。設備容量の50%を自家消費して、系統への逆潮は定格の50%となる場合にどう考えれば良いか。	
	回答案	年間設備利用率は計量値（送電端）の値を用いて算定するため、 逆潮流分のみで判定 いたします。
	非効率石炭火力に年間設備利用率において、 計量値に自己託送分が含まれる場合の扱い はどうなるのか。	
	回答案	年間設備利用率は 自己託送分を除いた計量値（送電端） 判定いたします。

【年間設備利用率の算定式】

$$\text{年間設備利用率} = \frac{\text{計量値 (送電端) (kWh)}^{\ast 1} - \text{需給ひっ迫時の計量値(送電端)(kWh)}^{\ast 1,2}}{(\text{契約容量(kW)})^{\ast 3} \times 8,760\text{時間}^{\ast 4}}$$

※1：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します。

※2：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象

※3：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。

※4：対象実需給年度が閏年により366日となる場合、8,784時間とします。

2. 意見募集の結果について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答案	
応札下限	<p>応札下限値を「1,000キロワット以上」から「100キロワット以上」に変更していただきたい。</p>	
	<p>回答案</p>	<p>応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討が行われた結果、現時点では1,000kW以上と整理されております。 頂いたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
発動指令 電源関連	<p>実効性テストの実施時期が実需給年度の2年度前と設定されており、発動指令電源として参加するリソースは事実上2年度以上前に設置運用が完了していることが条件となる。発電（安定電源、変動電源（アグリゲート含む））設備での参加電源に比べ、大きなデメリットであるとともに、参加可能リソースにも制約となる。実効性テストの実施時期を前年度程度に変更することをご検討いただきたい。</p>	
	<p>回答案</p>	<p>実効性テストは、発動指令電源が容量確保契約容量以上の供給力を提供可能なことを確認するものであり、その結果も踏まえて追加オークションの実施要否も判断されるため、実需給年度の2年度前に実施する必要があります。 また、実効性テストのために電源等リスト内のリソースを特定しますが、実効性テスト後でも電源等リストのリソースの変更・追加が可能なため、他電源等区分と比べて差替の制約も少ないものと考えております。</p>

2. 意見募集の結果について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答案
発動指令 電源関連	<p>実効性テストの結果は、「実需給年度の2年度前に実施する実効性テストの最終結果、またはこれに準ずるもの」とあり、準ずるものとは、「実効性テスト以外の一般送配電事業者が発動を指令した実績」という事ですが、但し書きに、「契約電源の電源等リストに登録したすべての地点が含まれた実績である必要がある」とあります。電源等リストの部分一致の許容をご検討いただきたい。</p>
	<p>回答案 電源等リストの完全一致を求めるものではなく、実効性テスト以外の発動実績の電源リスト内に、発動指令電源のリソースが全て含まれていれば、許容しております。</p>
	<p>発動指令電源のアセスメントにおいて、「コマごと」ではなく、対象期間での過発動を評価するように要望します。これにより、対象期間の失敗(発電や抑制不足)のカバーができることとなるため、ペナルティ回避のインセンティブに繋がることや、広域予備率が低下している状況にある一般送配電事業者からしても、発動指令電源提供者のペナルティ回避インセンティブがあった方が、より安定供給に資する(安定供給の安全側に繋がる)ため、制度趣旨に沿った考えになるのでは、と考えます。</p>
<p>回答案 発動指令電源は、発動指令発令時において、6コマ全てにおいて容量確保契約容量を達成する電力を供出いただくことを求めています。</p>	

2. 意見募集の結果について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答案
市場退出 条件関連	<p>市場退出の条件に提出書類の「不備」が追加されていますが、この表現だとすべての書類に対して「不備」が認められないように読めてしまいます。一部の提出資料においては、不備を修正後、再度申込（登録手続きを行うこと）が許容されているものもあると理解しております。</p> <p>また、容量市場の登録手続きの過程には、「審査期間」が設けられています。こちらの審査機関において合格となったもののみが基本的には容量市場オークションに参加できるという理解であります。不備の是正指摘に応じない場合等のプロセスを追加いただきたい。</p>
	<p>ご認識の通り、参加登録の審査期間において、本機関で提出書類の審査を実施し、不備があった場合には再度の提出をお願いし、最終的に全ての提出書類に関して不備のない状態となる必要があります。</p> <p>ご指摘を踏まえまして、より分かりやすくプロセスを追記します。</p>
	<p>発動指令電源または変動電源（アグリゲート）の場合、1電源を構成する個別の電源に対する契約容量という文言の定義がないため、仮に1電源がFITまたはFIPであることが発覚する事象が発生した場合でも契約容量の全量が市場退出となるように記載されています。これに対し、発動指令電源または変動電源（アグリゲート）の電源リストを構成する1電源に対する当該事象については、当該1電源のみの市場退出とするように整理を図っていただき、そのように条文を変更いただきたい。</p>
<p>頂いたご意見を踏まえ、容量提供事業者の申告により、容量確保契約容量の一部退出を認める場合がある旨で記載を修正いたします。</p>	

2. 意見募集の結果について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答案
電源等登録 関連	<p>2024年度向けに登録済の電源情報を用いて、2025年度向けの電源等情報を登録されるため、新たに登録は不要とのことですが、変動電源（アグリゲート）について、電源等リストの内訳が異なる場合であっても（2024年度実需給時の電源等リストに対し、一部を登録削除し、一部を登録追加して電源等リストを構成するイメージの場合）登録不要という理解でよいでしょうか。 この場合、システムコードは2024年度、2025年度同一のものを使用可能、2025年度に新たにシステムコードを取得する必要はないという理解でよいでしょうか。</p>
	<p>回答案</p> <p>小規模変動電源リストの内訳が昨年度から変更となる場合には、電源等情報の登録期間中に変更が反映された小規模変動電源リストを新たにご登録いただく必要があります。システムコードは年ごとに変わるものではありませんので新たに取得いただく必要はございません。</p>

- 今回の意見募集においては、電源等区分の発動指令電源や今回制度改正で追加された非効率石炭火力に関して多くのご意見が寄せられた。
- これらのご意見を受けて、手続きや条件について、募集要綱や約款の記載を明確にしていく。
- また、事業者の皆さまに幅広くご参加、ご理解いただけるように、説明会やWEBサイトでの動画や資料提供等の方法で情報発信をさらに進めていく。

3. 意見募集を踏まえた対応について (募集要綱・約款への反映例)

- 手続きや条件について、募集要綱と約款の記載を明確にすることとする。

【約款】第3章 権利および義務

【約款】 <変更前>

第12条 市場退出
(略)

- ③ オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合 または提出した情報に不備・不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量



【約款】 <変更後>

第12条 市場退出
(略)

- ③ オークション募集要綱で定められた提出書類を、本機関が指定した期限までに提出しない場合 や、提出した情報に不備があり是正指示に応じない場合、または提出した情報が不足あるいは虚偽であることが判明した場合、当該電源の契約容量の全量

【約款】第3章 権利および義務

【約款】 <変更前>

第12条 市場退出
(略)

- ⑩ 契約電源がFIT電源またはFIP電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量



【約款】 <変更後>

第12条 市場退出
(略)

- ⑩ 契約電源がFIT電源またはFIP電源であることが明らかとなった場合、当該電源の契約容量の全量 (ただし、容量提供事業者の申告により明らかとなった場合、一部退出を認める場合がある)

3. 意見募集を踏まえた対応について (募集要綱・約款への反映例)

■ 非効率石炭火力の基準となる設計効率は、**高位発熱量 (HHV : Higher Heating Value) ・発電端における値**で評価する旨を、募集要綱と約款で明確にすることとする。

【募集要綱】 第4章 参加登録

【募集要綱】 <変更前>

3. 電源等情報の登録 (略)

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	発電方式の区分	・石炭火力発電で設計効率が42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類 (※1)



【募集要綱】 <変更後>

3. 電源等情報の登録 (略)

情報	登録項目	提出書類 (全て写しで可)
電源等情報 (詳細情報)	発電方式の区分	・石炭火力発電で設計効率が 高位発熱量 (HHV : Higher Heating Value) ・発電端において 42%以上であることを申請する場合は、建設時の設計効率を確認できる書類 (※1)

【約款】第2章 容量確保契約金額

【約款】 <変更前>

第7条 容量確保契約金額の算定 (略)

- 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が42%以上であることを確認できない電源 (以下、「非効率石炭火力電源」という) の場合、
(略)



【約款】 <変更後>

第7条 容量確保契約金額の算定 (略)

- 前項にかかわらず、対象実需給年度が2025年度以降において電源等の区分が安定電源で、かつ主燃料が石炭の電源のうち、建設時の設計効率が**高位発熱量 (HHV : Higher Heating Value) ・発電端において**42%以上であることを確認できない電源 (以下、「非効率石炭火力電源」という) の場合、
(略)

3. 意見募集を踏まえた対応について (説明資料での例)

■ 非効率石炭の控除については、下記のような形で制度詳細説明会資料へ反映して説明を実施。

第5章 契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑥稼働抑制)

容量市場概要 募集概要 参加登録 *マイページ* 契約の履行 容量拠出金 その他

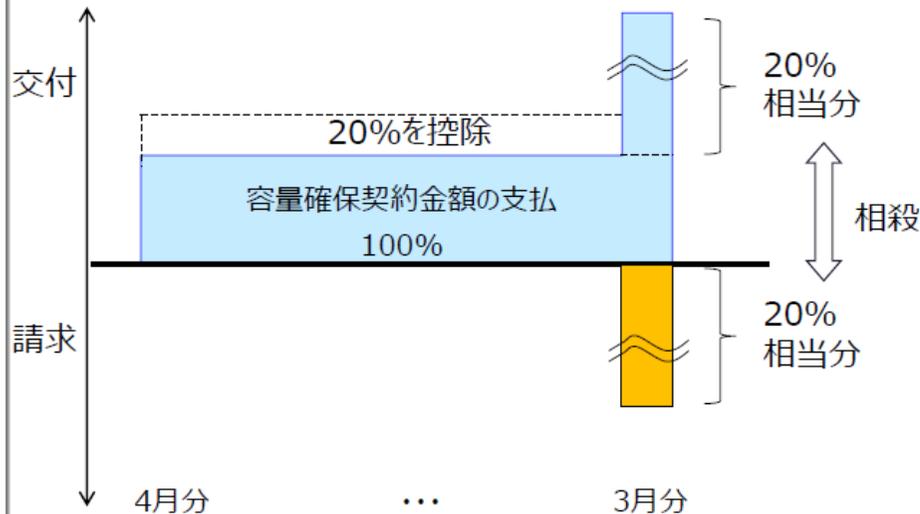
安定電源

58

容量市場制度詳細
説明会資料

- 稼働抑制対象電源の容量確保契約金額（各月）は、容量確保契約金額から20%を控除し、それを12で除した金額とします。
- ただし、最終月（8月交付分）の容量確保契約金額（各月）は、それまでの（各月）の支払いで控除してきた分を含め、総額として控除した20%分を上乗せした金額が支払われます。
- 仮に稼働抑制のペナルティ対象となった場合は、最終月の容量確保契約金額（各月）から、容量確保契約金額×20%を差し引きます。

<稼働抑制対象電源の容量確保契約金額支払イメージ>



例) 容量確保契約金額が1,200万円の場合

- ペナルティ対象外の事業者
 - 各月 : 80万円
 - 最終月 : 320万円
- ペナルティ対象の事業者
 - 各月 : 80万円
 - 最終月 : 80万円

(参考) 計算方法

- ・容量確保契約金額（各月）
 $1,200万円 \times (1 - 0.2) \div 12 = 80万円$
- ・最終月の容量確保契約金額（各月）
 $80万円 + 1,200万円 \times 0.2 = 320万円$
- ・ペナルティ対象となった場合のペナルティ額
 $1,200万円 \times 0.2 = 240万円$

■ 募集要綱や約款については、意見募集結果を反映し、7月上旬に公表を予定している。

